

運営指導における 指摘事項・留意事項

那覇市チャージんじゅう課

指導方針・共通事項

▶方針について

- 法改正
- よくある指摘事項
- 留意事項

運営指導の基本方針

介護保険は、介護等が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本理念としております。

サービスの直接的な担い手である事業者には、利用者の尊厳を守り、介護サービスの質の確保・向上が求められております。

このため、「介護サービスの質の確保と向上」、「高齢者の尊厳の保持」、「適正な介護報酬請求」などを踏まえ、介護事業所等の育成・支援を目的として運営指導を行います。

指導の内容

介護サービスの実施状況

- 利用者に対するサービスの質の確保
- アセスメントやケアプランの作成等が適切に行われているか
- 身体的拘束廃止、高齢者虐待防止の取組状況について
等

報酬請求指導

- 介護保険給付等（加算も含む）の算定について、算定要件等の基準に基づき必要な体制が確保されているか
- 適正な事務処理等の手続きが遵守されているか

最低基準等運営体制指導

- サービス種別ごとの基準等に規定する運営体制、個別サービスの質を確保するための体制について

指導方針・共通事項

- 方針について

▶ 法改正

- よくある指摘事項
- 留意事項

1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<現行>
なし



<改定後>

業務継続計画未実施減算

施設・居住系サービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）

その他のサービス

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合（新設）
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

業務継続計画未策定減算について

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、
かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となります。

なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画の減算の算定要件ではありません。

1.(6)① 高齢者虐待防止の推進①

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

<現行>
なし



<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進②

算定要件等

- 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

高齢者虐待防止の措置について

令和3年度の改正により義務付けられ、3年間の経過措置期間があり、令和6月3月31日までに整備すべき措置について、いまだすべての項目が整っていない事業所もあります。

高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）の1つでも講じられていない場合は減算の適用となります。

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A」を参照

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
 - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行>
なし



<改定後>

身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

身体的拘束等の適正化について

緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等が検討されます。

緊急やむを得ない場合とは、①切迫性、②非代替性、③一時性、すべての要件を満たすことが必要です。

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。必ず記録を残すようにしてください。

前ページに記載されている措置について、全てを満たしていない場合、減算の適用となります。

2.(3)① 科学的介護推進体制加算の見直し

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

概要

- 科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。
【通知改正】
 - イ LIFEへのデータ提出頻度について、少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。
【通知改正】
 - ウ 初回のデータ提出時期について、他のLIFE関連加算と揃えることを可能とする。【通知改正】

算定要件等

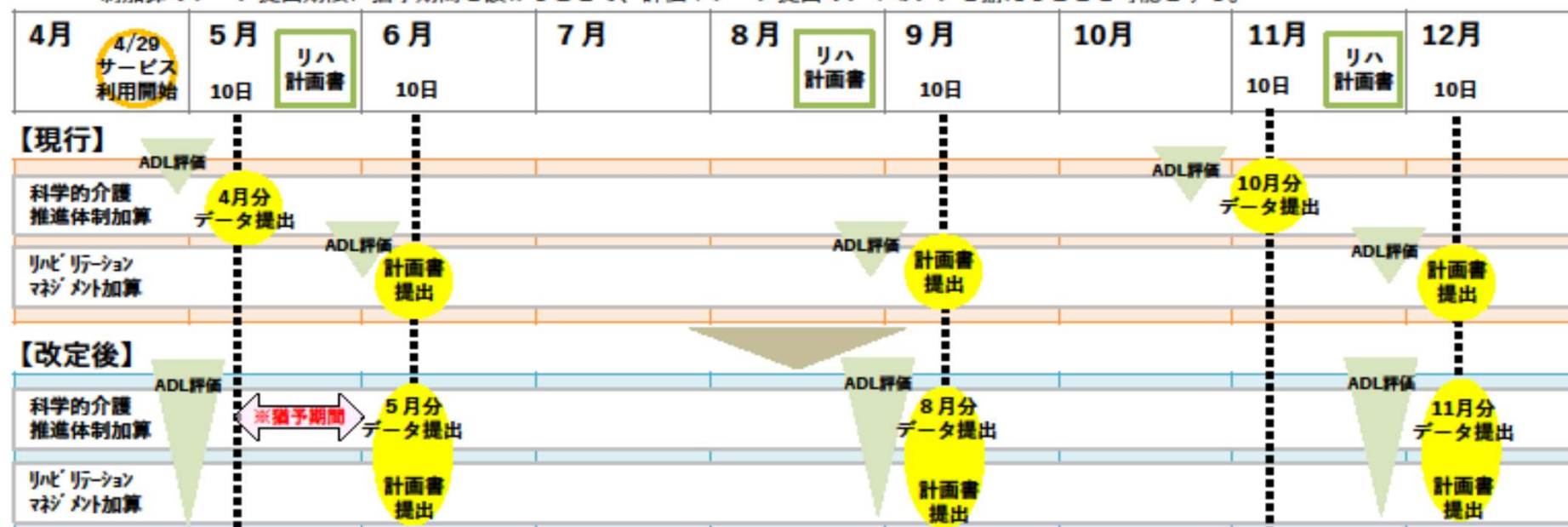
- LIFEへのデータ提出頻度について、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す。
- その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施。
 - <入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>
 - ・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する
 - ・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする

LIFEへのデータ提出頻度の見直し（イメージ）

- 各加算のデータ提出頻度について、サービス利用開始月より入力を求めている加算もあれば、サービス利用開始後の計画策定時に入力が必要な加算もあり、同一の利用者であっても算定する加算によって入力のタイミングが異なり、事業所における入力タイミングの管理が煩雑となっている。
- LIFEへのデータ提出について、「少なくとも3か月に1回」と統一する。
- また、同一の利用者に対して複数の加算を算定する場合のデータ提出頻度を統一できるよう、例えば、月末よりサービス利用を開始する場合であって、当該利用者の評価を行う時間が十分確保できない場合等、一定の条件の下で、提出期限を猶予する。

例：同一の利用者に科学的介護推進体制加算及びリハビリテーションマネジメント加算を算定する場合

- ・ 現在、科学的介護推進体制加算はサービス利用開始月とその後少なくとも6月に1度評価を行い、翌月の10日までにデータを提出することとなっており、リハビリテーションマネジメント加算はリハビリテーション計画書策定月、及び計画変更月に加え、少なくとも3月に1度評価を行いデータを提出することとなっている。いずれの加算にもADLを含め同じ評価項目が含まれている。
- ・ これらの加算の提出タイミングを少なくとも3月に1度と統一するとともに、例えば、月末にサービスを開始した場合に、科学的介護推進体制加算のデータ提出期限に猶予期間を設けることで、評価やデータ提出のタイミングを揃えることを可能とする。



（※）一定の条件の下で、サービス利用開始翌月までにデータ提出することとしても差し支えない。ただし、その場合は利用開始月は該当の加算は算定できないこととする。

同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント (居宅介護支援)

【概要】

介護報酬が業務に要する手間・コストを評価するものであることを踏まえ、利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となる。

【単位数】

同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数の95%を算定

【算定要件等】

対象となる利用者

・指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に

居住する利用者

・指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く。）

その他

①各サービスごとの法改正内容について

別で掲載しております資料をご確認のうえ、適切なサービスの実施をお願いします。

②加算について

改正により、算定要件が見直されているものもあります。算定する際は、すべての要件を満たすよう
ご確認をお願いします。

また、算定要件を満たさなくなった場合、当該加算は速やかに取下げ届出が必要となりますので
ご注意ください。

科学的介護情報システム（LIFE）を活用することが算定要件となっている加算については、介護保険最新情報
をご確認ください。

指導方針・共通事項

- 方針について
- 法改正
- ▶ よくある指摘事項（各サービス共通）
- 留意事項

①重要事項説明書 について

指摘事項

- ・署名が「代行者」となっている
- ・運営規程と重要事項説明書の内容に整合性がとれていない
- ・記録の整備保存すべき内容が記載されていない
- ・第三者評価の実施状況に関する記載がない
- ・契約書の別紙となっている



- ・意思決定が困難な利用者のために、代行者ではなく「代理人」とすること
- ・運営規程、重要事項説明書の内容を変更する際は、整合性がとれるよう記載内容を確認すること
- ・整備保存すべき記録について各種記録等を明記すること
- ・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載すること
- ・サービス提供開始に際し、あらかじめ、利用者等に重要事項の文書等を交付して説明を行うこと。

② サービス提供 の記録

指摘事項：サービスを提供したことのみでの記録（チェック方式等）で、
利用者の心身の状況がわかる記録になっていない



サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録すること

指摘事項

- ・提供した具体的なサービス内容や計画等が作成されていない
- ・サービス開始後に計画が作成され、利用者及びその家族へ説明し、利用者の同意を得ていた。



③ 個別サービス計画

サービス提供開始前に、当該計画の作成を行い、その内容等を利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得、利用者に交付すること。また、その記録を残すこと。

④ 記録の保管等

指摘事項：サービスの提供に関する記録をサービスを完結した日から
5年間保管していない



提供した具体的なサービス内容や計画等は、那覇市条例に
基づきサービス完結した日から5年間保管すること

⑤ 職員研修

指摘事項：研修計画が策定されていない、研修が実施されていない



職員の資質向上のために、研修の計画書を作成し研修の機会をつくること。
特に、認知症ケア、虐待防止、身体拘束廃止、感染症対策及びハラスメント
対策については毎年研修を実施すること。

研修の実施（受講）後は、実施したことがわかるよう記録に残すこと。

⑥秘密保持等

指摘事項：個人情報を用いることについて、利用者またはその家族の同意を得ていない



個人情報を用いる場合、利用者の個人情報は**利用者の同意**を、利用者の家族の個人情報は当該**家族の同意**を、**あらかじめ文書**により得ておくこと

指摘事項：病院受診した事故が発生しているが、那覇市への報告がされていない



利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための必要な措置を講じなければならない。また、その際採った処置について記録すること。

本市は、**チャージんじゅう課給付グループへ報告**すること。

⑦事故発生時の対応

⑧ 非常災害対策

指摘事項

- ・避難訓練が実施されていない
- ・事業所内で備蓄品が整備されていない



- ・非常災害に関する具体的な計画を立てて、訓練を年2回行うこと
- ・利用者及び職員の人数に合わせた非常用食料等の備蓄をするよう努めること

指摘事項

- ・加算の算定要件を満たしていない
- ・加算を算定する根拠となる記録が作成されていない、残されていない



- ・加算算定の際、**算定要件を全て満たしているか**必ず確認し、請求すること
- ・加算算定の**根拠となる記録、書類等**は適切に**作成し、保管**すること
- ★要件が満たされていないと判断した場合は、介護報酬の返還となります

⑨ 加算の算定要件の遵守

⑩科学的介護 推進体制加算

指摘事項：科学的介護情報システム（LIFE）のフィードバック情報等を活用したことが確認できない



- ・利用者の心身の状態等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出すること
 - ・必要に応じて計画を見直すことなど、サービスを適切かつ有効に提供するために、提出した情報及びフィードバック情報を活用すること
 - ★これらのことについて、実施したことがわかるように記録に残すこと
-

指導方針・共通事項

- 方針について
- 法改正
- ▶ よくある指摘事項（通所・訪問・福祉用具）
- 留意事項

①通所介護計画 の作成

指摘事項：異なる区分のサービスを提供しているが、通所介護計画が1部のみ作成されている



通所介護計画に位置づけられた時間区分で算定するため、当初から時間に変動があると明確な場合は、あらかじめ区分ごとの通所介護計画を作成すること。また、計画に位置づけられた所要時間と異なる時間のサービス提供になった場合は計画の変更を行うこと。

②個別サービス計画 の作成

指摘事項：個別サービス計画の長期と短期目標が、居宅サービス計画の目標をそのまま転記している。



利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した個別サービス計画を作成すること。

③ 2人の訪問介護員 等による訪問介護の取 扱い等

指摘事項：2人体制でなければならない理由が、アセスメントやサービス担当者会議録において確認できなかった。



2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことができる場合は、
①利用者の身体的理由、②暴力行為等による場合等である。
2人体制とする理由をアセスメントやサービス担当者会議録等
から確認できるよう記録を残すこと

④ 勤務体制の確保 等

指摘事項：訪問介護員（看護員）が、同一法人が運営する有料老人ホーム等
を兼務する職員の配置時間が有料老人ホームの勤務時間と分けられて
いないため、訪問介護員（看護員）としての配置時間が確認できない。



有料老人ホーム等と兼務する職員については、訪問サービス事業所
と有料老人ホーム等それぞれの時間等を明確にし、勤務の体制を定
め、人員基準を満たすよう配置すること

⑤福祉用具の具体的 取扱方針

指摘事項：利用者に、選択に当たっての必要な情報を提供したことが確認できなかった。



福祉用具の提供に当たっては、利用者が福祉用具貸与又は福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報（メリット及びデメリット等）を提供すること。また、その記録を残すこと。

指摘事項

- ・福祉用具貸与計画にモニタリングの実施時期を記載していない。
- ・サービス提供開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行っていない。



- ・福祉用具貸与計画にモニタリングを行う時期等を記載すること。
- ・サービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その結果を記録し、居宅介護事業者に報告すること。

⑥福祉用具貸与計 画

⑦衛生管理等

指摘事項：委託している福祉用具の保管及び消毒等について、事業者による実施状況の確認を行っていない。



福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保すること。また、当該事業者の業務実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。

指導方針・共通事項

- 方針について
- 法改正
- ▶ よくある指摘事項（地域密着型サービス）
- 留意事項

①従業者の員数

(小規模多機能型居宅)

指摘事項：日中の時間帯の介護従業者の配置時間が、人員基準を満たしていない日がある



事業者は「日中の時間帯」に通いサービス利用者3人に対し常勤換算方法で1以上の介護職員及び訪問サービス提供に当たる者を常勤換算方法で1以上配置すること

②居宅サービス計画の作成

(小規模多機能型居宅)

指摘事項：少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接し、モニタリングを実施したことの記録が残されていなかった。



解決すべき課題の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

③従業者の員数

（認知症対応型共同生活）

指摘事項：日中の時間帯の従業者の配置時間が、人員基準を満たしていない日がある



事業者は「日中の時間帯」にサービス利用者 3 人に対し常勤換算方法で 1 以上、夜間及び深夜の時間帯は 1 以上の介護従業者を配置すること

④サービスの提供の記録

（認知症対応型共同生活）

指摘事項：被保険者証に入退居の年月日、施設名の記載がない利用者がいた。



事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載すること。

⑤従業者の員数

(定期巡回・随時対応型訪問
介護看護)

指摘事項：オペレーターの配置が、勤務表では確認できなかった。



事随時対応サービスについては、随時の通報があってから、概ね30分以内の間に駆けつけられるような体制確保に努めること。

オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門であること。1人以上は常勤であること。

指導方針・共通事項

- 方針について
- 法改正
- ▶ よくある指摘事項（居宅介護支援）
- 留意事項

①指定居宅介護支援の 具体的取扱方針

指摘事項

- ・サービス提供事業者から、個別サービス計画の提出を求めた記録がない
- ・医療系サービスを位置つけた際、主治の医師等への意見を求めた記録がない
- ・福祉用具を継続する際に、検討した記録が確認できない
- ・モニタリングの結果が確認できない



- ・未提出のサービス提供事業所に対して、個別サービス計画の提出を求め、提出依頼の日付等必要な事項は記録しておくこと
- ・医療サービスを位置づける場合には、利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求めること
- ・必要に応じてサービス担当者会議を開催し、継続利用の必要性について検証したうえで、居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載すること
- ・居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）にあたっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも月に1回、モニタリングの結果を記録すること

② 特定事業所集中減算

指摘事項：特定事業所集中減算の対象となっているが、市へ報告をしていない



正当な理由なく、居宅介護支援事業において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の事業所によって提供されたものの占める割合が80%を超える場合は、市へ報告すること。「正当な理由」に当たると思われる場合でも、市への報告は必要となる。

80%以下の場合は、市への報告は不要だが、5年間保管すること。

③ 特定事業所加算

指摘事項：特定事業所加算の算定要件を満たしていない



当該加算の算定要件について確認すること。

特に、「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」については、新しく追加された要件のため留意すること。

指導方針・共通事項

- 方針について
- 法改正
- ▶ よくある指摘事項（施設系サービス）
- 留意事項

① 夜間看護体制加算

指摘事項：入居の際に、重度化した場合の指針について説明し、同意を得たことが確認できなかった。



重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容の説明をし、同意を得ること。

② 看取り介護加算

指摘事項：入居の際に、看取りに関する指針について、利用者等の同意を得たことが確認できなかった。



看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ること。

指導方針・共通事項

- 方針について
- 法改正
- よくある指摘事項
- ▶ 留意事項

指定基準や加算等の確認について

事業所を運営するにあたり、各種資料等をご確認の上、適切なサービス実施をお願いします。

介護報酬の解釈 1「単位数表編」 2「指定基準編」 3「QA・法令編」

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A」 厚生労働省

「介護保険最新情報」 厚生労働省 等



今後とも、関係法令を遵守し、
より良いサービスの提供をよろしく
お願いいたします。